

皆様へ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また日頃より、当協会の活動にご理解ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当新潟市国際交流協会は新潟市が基本財産を出捐し、1990年1月に財団法人として設立され、2012年2月に公益財団法人へ移行し、市民の国際交流活動の支援や多文化共生の実現に向け、日々努力をしているところです。

外国籍市民等へのレベル別の日本語講座や、多言語による相談窓口の開設は多文化共生社会の実現において最優先重要課題であり、当協会の最も大切な役割と位置付けています。

また、市民団体による国際交流・国際協力、多文化共生に関するさまざまな活動をサポートする各種補助事業や活動を紹介する事業、或いは外国の文化や習慣などを知る機会を提供することは、国際理解や多文化共生への理解の輪を広げるとともに、まちの活性化に寄与するものと思います。

しかし、こうした事業を展開するうえで、当協会の財政事情は決して十分とは言えない状況にあります。当協会では2013年より活動にご賛同、ご支援いただく賛助会員制度を開始し、随時入会を受け付けております。会員には特典もございますので、どうぞ詳細は本紙をご覧ください。

つきましては、ぜひとも会員になっていただきたく、心よりお願い申し上げます。

公益財団法人新潟市国際交流協会
代表理事 佐藤 隆司

<所在地>

〒951-8055

新潟市中央区礎町通3-2086

クロスパルにいがた 2F

<電話>

025-225-2727

<FAX>

025-225-2733

<E-mail>

kyokai@nief.or.jp

<HP>

<https://www.nief.or.jp>



賛助会員募集！

皆さまからのご支援が、当協会の国際交流、外国籍市民等支援、多文化共生などの事業を支えます。皆さまのあたたかいサポートを、心からお待ちしております。

会費

【個人】

1口 2,000円

【団体】

1口 10,000円

※4月から翌年3月までの年額になります

個人特典

- ① 賛助会協力店での各種サービス
- ② 当協会発行の広報紙・情報紙の送付
- ③ 当協会主催の一部講座の参加費優遇
- ④ カラーコピー代の割引

団体特典

- ① (情報紙・封筒など) 広告掲載料 5%OFF
- ② 当協会ホームページに団体名を掲載(任意)



◆公益財団法人新潟市国際交流協会 について

<設置目的>

新潟の地理的及び歴史的特性を活かし、市民の諸外国との交流及び協力活動、並びに外国籍市民等への支援を推進することにより、多様な文化を相互に認め尊重し、ともに生きる豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

<事業内容>

I 外国籍市民等支援

1. 日本語講座
2. 日本語学習支援講座
3. 地域日本語教室連携事業
4. 外国につながりをもつ子どもたちのための学習支援
5. 生活相談(情報提供窓口)
6. 弁護士による無料法律相談
7. 無料医療相談会
8. 医療通訳関係事業
9. 「新潟市へようこそ！」資料配布
10. 災害時多言語支援センター設置
11. 留学生国民健康保険料助成

II 国際理解・異文化理解促進

1. 高校生留学支援
2. 国際交流イベント
3. 外国を知る講座
4. 子どもたちが世界に親しむ日
5. 外国籍市民等のための文化体験教室
6. 留学生交流事業
7. 多文化共生理解事業
8. 交流サロン利用促進事業

III 国際交流・協力活動促進

1. 市民国際活動促進補助
2. にいがた国際ネットワーク会議
3. 国際交流・協力団体活動発表展示会
4. 姉妹・友好都市等交流支援

IV 広報

1. 広報紙「かけはし」、外国語情報紙の発行
2. ホームページ、フェイスブックによる情報発信

◆公益財団法人新潟市国際交流協会 賛助会員規定

<目的>

第1条

この規程は、公益財団法人新潟市国際交流協会（以下「協会」という。）定款第36条第2項の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）の入会等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

<会員の資格>

第2条

会員の資格は、協会の目的及び事業に賛同する個人及び団体とし、入会申込書を提出し、会費を納入することにより会員となることができる。

<特典>

第3条

協会は会員に対し、次の特典を与えることができる。

- (1) 主催事業及び関係施設等に関する便宜供与
- (2) 協力店の割引

<会費>

第4条

1. 会員は、次の各号に定めるところにより、毎事業年度、協会が定める納入期限までに、1口以上の会費を協会に納入するものとする。

- (1) 個人：1口 2,000円
- (2) 団体：1口 10,000円

2. 納入した会費は、その理由のいかんを問わず返還しないものとする。

<変更事項の提出>

第5条

会員の申込書記載事項等に変更が生じた場合には、変更届を提出するものとする。

<会員資格の喪失>

第6条

会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を失うものとする。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
- (2) 会員が死亡したとき又は団体が解散したとき
- (3) 会員が会費を納入期限までに納入しないとき

<退会>

第7条

会員は、退会しようとするときは、退会届を届けるものとする。

<補則>

第8条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

<附則>

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

◆公益財団法人新潟市国際交流協会
賛助会員特典内容

<個人特典>

- ①会員証提示で、協力店の各種サービス
(入館料割引や飲物サービス等)
※詳しくは「個人賛助会員特典 協力店・施設一覧」
をご覧ください。
- ②当協会が発行している広報紙「かけはし」
または外国語情報紙(英・中・韓・露・ベ
トナム)のうち、ご希望のものを1口につき1
紙まで、4月、7月、10月、1月にお送りし
ます。
※メールマガジンでの配信を推奨しています。
こちらでは、かけはし+5か国語情報紙のすべてを
毎月ご覧いただけます。(ベトナム語は年4回)
- ③当協会主催の一部講座に賛助会員向け料金を
を設定し、参加費を優遇いたします。
- ④会員証提示で、カラーコピー代の減額
※【A3】80円、【他】50円から10円割引

<団体特典>

- ①当協会における広告掲載料 5%割引

※HPバナー/広報紙/5か国語情報紙/封筒等に掲載

例：かけはしに1カ月掲載の場合
2,000円→(会員5%割引) 1,900円+税
かけはしに1年間 掲載の場合
24,000円→
(会員5%割引+年間5%割引=10%割引)
21,600円+税

詳しくは当協会へお問合せください。

- ②当協会が発行している広報紙「かけはし」
または外国語情報紙(英・中・韓・露・ベ
トナム)のうち、ご希望のものを1口につき1
紙まで、4月、7月、10月、1月にお送りし
ます。
※メールマガジンでの配信を推奨しています。
こちらでは、かけはし+5か国語情報紙のすべてを
毎月ご覧いただけます。(ベトナム語は年4回)
- ③お申し出により、カラーコピー代の減額
※【A3】80円、【他】50円から10円割引

◆公益財団法人新潟市国際交流協会
賛助会員お申込み方法

申込書	<p>別紙の「賛助会員入会申込書」を ご記入のうえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接持参 ・郵送 ・FAX ・E-mail <p>にてお知らせください。</p>
会費	<p>直接持参または口座振込にてお支払 いください。</p> <p><口座振込の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行名等：第四北越銀行 新潟市役所出張所 ・口座番号：普通 1033666 ・口座名義：公益財団法人 新潟市国際交流協会 代表理事 佐藤 隆司 <p>※恐縮ですが、お振込の際の手数料 はご負担願います。</p>

